

新公審査答申(個)第86号  
令和8年4月23日

新潟市長 様

新潟市公文書公開等審査会  
会長 菊池 弘之

### 審査請求に関する諮問について (答申)

令和7年1月20日付け、新西総第456号で諮問のあった件について、次のとおり答申する。

#### 第1 審査会の結論

新潟市長(以下「実施機関」という。)が令和6年1月26日付け新西民第759号の2により行った不開示決定は、妥当である。

#### 第2 審査請求の経過

##### 1 保有個人情報の開示請求

令和6年1月12日、審査請求人は、個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)第76条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、令和5年11月あるいは12月西区区民生活課2階土地課税台帳写し交付窓口にて同課職員に対応してもらった際、審査請求人が自筆でメモにしたため回答を求めて渡した質問事項の内容(以下「本件情報」という。)について保有個人情報開示請求(以下「本件請求」という。)をした。

##### 2 実施機関の決定

令和6年1月26日、実施機関は、本件請求に係る文書を保有していないとして、不開示決定(以下「本件決定」という。)を行い、審査請求人に通知した。

##### 3 審査請求

令和6年3月8日、審査請求人は、本件決定を不服として審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。

##### 4 諮問

令和7年1月20日、実施機関は、法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問した。

#### 第3 審査請求人の主張

審査請求人が審査請求書、反論書及び口頭意見陳述聴取結果記録書において主張する内容は、おおむね以下のとおりである。なお、審査請求人はこれ以外にも主張を行っているが、当審査会の結論を左右するものではないため取り上げない。

本件決定を取り消すとの裁決を求める。

開示をしないこととした理由欄の請求にかかる文書を保有していない。

この理由の可否につき当制度所管市政情報室室長に確認したところたとえメモであろうと保有する文書に該当する法的根拠があり開示しない理由は見当たらない旨回答があった。

2024年2月27日16:39から3分49秒の間、西区区民生活課税担当職員と電話にて会話をした録音記録をわたくしは持っている。わたくしが渡したメモは保有しているとのことだ。録音記録で証明できる。

この通話の中で、当該職員はわたくしが窓口にて当該職員に手渡しで窓口で記入したメモを貰い持っていることを認めている。

つまり、窓口対応もあったし、メモ文書も保有していることを当該職員は認めている。課長とも共有があるということだ。

なお、メモであっても市民が渡したものは公文書である解釈は、市政情報室長から根拠を得ている。

#### 第4 実施機関の主張

実施機関が弁明書において主張する内容は、以下のとおりである。

令和5年11月から12月の間、当課窓口において対応事実はないことから、請求に係る文書を保有していないため不開示としたもの。

#### 第5 審査会の判断

##### 1 本件審査請求について

本件審査請求は、実施機関が、本件請求に係る保有個人情報を保有していないとして不開示決定を行ったところ、審査請求人から本件決定の取消しを求めてなされたものである。以下、本件決定の妥当性について検討を行う。

##### 2 本件情報の存否について

本件請求は、令和5年11月又は12月に西区区民生活課の特定の窓口において、審査請求人が特定の職員に手渡したメモに記録された保有個人情報の開示を求めてなされたものであり、審査請求人は、窓口対応もあり、メモ文書も実施機関が保有していると主張する。

これに対し実施機関は、当該期間に窓口対応した事実がないことから、本件情報を保有していないと主張している。

このため、本件情報の存否について検討する。

- (1) 実施機関は、当該期間においては窓口対応していないと主張していることから、当審査会は実施機関に対し、それでは当該期間以外の期間において審査請求人に窓口にて対応した事実があるか説明を求めたところ、同年10月に該当する事案があるとのことであった。
- (2) 当審査会においてさらに実施機関に確認を求めたところ、対応した窓口の場所や対応職員の氏名、さらに、メモを受け取った状況について、審査請求人の主張に含まれる内容と一致することが認められた。
- (3) さらに実施機関に説明を求めると、対応した期日については、同日に審査請求人が税証明の発行申請を行っていることから、申請書により確認可能なものであるとのことであり、同年10月に窓口対応したということについて特に疑問を差し挟むべき点は見られない。
- (4) そうすると、同年11月又は12月と対象期間を限定してなされた本件請求に対し、同期間内に対応事実がなく、本件情報は存在しないとする実施機関の主張に、特段不合理な点は認められず、他にその存在を認めるに足りる事情も見当たらないことから、実施機関が行った本件決定は妥当である。

### 3 受領メモの存否について

なお、この答申を受けて裁決がなされた場合、審査請求人が対象期間を令和5年10月に改めて再度保有個人情報開示請求をすることも想定される。その際、同月の対応時に実施機関が受け取ったメモ（以下「受領メモ」という。）の存否が問われることとなるので、以下、検討しておく。

- (1) 当審査会において、実施機関に対し、受領メモの取得、使用及び保有又は廃棄の状況を聞き取ったところ、次のように説明があった。
  - ア 西区区民生活課の窓口において、同課職員が審査請求人に対応中、審査請求人から、区民生活課長に受領メモに記載された内容を伝達するよう指示を受け、受領した。
  - イ 審査請求人からは、これより以前から、区民生活課長に対し、窓口対応について再三説明を求められていた経緯があり、受領メモには、その件に関し審査請求人が同課長に伝達したいことが書かれており、同課長も既に趣旨を了承済みのものであった。
  - ウ 審査請求人から区民生活課長に対し直接宛てられた内容であり、伝言メモの類のものであると判断されたことから、組織的利用目的で保管することなく、受領した職員が同課長に内容伝達した後、同日中に受領メモを廃棄した。
- (2) 開示請求の対象となる保有個人情報は、法第60条第1項に、行政機関等の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているもので、行政文書等に記録されているものに限るとしている。

- (3) 受領メモについて、実施機関の説明内容からは、実施機関の職員が窓口対応中に窓口対応に関する事として受け取っていることから職務上取得したと認められるものの、その内容を課長に伝達することで足り、受領メモそのものを組織的に用いる必要がないという認識で、個人の判断で廃棄したとしていることから、保有個人情報として取り扱っていないと認められる。なお、本件請求があった日時点で廃棄していたかについては審査請求人と実施機関双方の主張が対立しているところであるが、仮に保有していたとしても、組織的な利用目的のために組織共用性をもって保管していたことをうかがわせる事実は見当たらない。
- (4) 受領メモの取扱いに関する実施機関の認識はあながち不合理なものとはいえず、実施機関が、受領メモが保有個人情報として存在するのにあえてこれが存在しないとしていることを疑わせる事情も特に見当たらないことから、実施機関は受領メモを保有個人情報として保有していないものと判断する。

#### 4 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

#### 第6 審査会の開催経過

当審査会の開催経過の概要は、次のとおりである。

年 月 日	内容
令和7年1月20日	実施機関の諮問書を受理
令和8年2月20日	審査会開催（第1回）
令和8年3月17日	審査会開催（第2回）
令和8年4月22日	審査会開催（第3回）

(第3部会)

委員 菊池弘之、 委員 杵渕栄治